

平成29年12月15日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】(大気系疾病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	名古屋市	名古屋市の女性	平26.4.7	気管支ぜん息 障害補償費の額の改定	<p>棄却</p> <p>「息切れ(呼吸困難)」は、主治医診断報告書で「平地で同年齢の健康な人と同様に歩くことができるが、坂道や階段では遅れる。」とされ、これに心肺機能検査の指数を併せ評価すると3級相当となる。</p> <p>「咳と痰」は、同報告書で「常に咳及び痰がで、かつ、痰の量が多いか、又は痰の咯出が困難である。」とされているが、指数と併せ考慮すると直ちに1級相当とはいえない。</p> <p>「ぜん息(様)発作」は、同報告書で「重症の発作が年間を通じて月平均5日以上あるか、又は軽症の発作が年間を通じて月平均10日以上ある。」とされている。しかし、審査請求人の受診状況等からは「重症の発作」は認められず、また、投薬の状況や診療録等からは軽症のぜん息発作が月平均10日以上あったと認めることはできない。なお、副腎皮質ホルモン剤の使用状況に鑑みると、その使用から離脱できない場合には当たらない。以上から、「ぜん息(様)発作」は同報告書が挙げる程度のものとは認められない。</p> <p>「管理区分」は、同報告書では「常に治療を必要とし、かつ、時に入院を必要とする。」とされているが、治療等の実態や入院もしていない経過に照らすと直ちに2級相当とは認められない。</p> <p>一方、平成23年6月の検査での指数、同検査を含む過去3年間の呼吸機能は改善傾向にある。</p> <p>以上を総合すると、請求人の障害の程度は3級を相当とすると考えられる。よって、原処分は相当である。</p>	審査請求人は本人。請求人は、障害補償費の額の改定をする処分を不服として申請。	平25.7.9	平25.10.10

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	鹿児島県伊佐市の男性	平28.1.23	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>著しい呼吸機能障害は認められない。また、両側の胸膜ブランクが認められるが、留意事項の要件を満たすびまん性胸膜肥厚はない。よって、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚と判定できず、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと認められないとして不認定とした原処分は相当であるから、本件審査請求を棄却する。</p>	審査請求人は本人。請求人は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平27.9.2	平28.1.7

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
2	独立行政法人環境再生保全機構	兵庫県伊丹市の女性	平28.5.6	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	棄却 未申請死亡者は、大量の石綿にばく露した可能性は否定できず、放射線画像所見、病理解剖所見、病理組織所見よりびまん性胸膜肥厚があったことは認められるものの、著しい呼吸機能障害の有無については、資料が少なく、呼吸機能障害の内容、程度について判断することができない。したがって、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であると認めることはできず、原処分は相当である。	審査請求人は未申請死亡者の妻。 請求人は、未申請死亡者が、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患し死亡したとして申請。	平27.11.16	平28.4.5
3	独立行政法人環境再生保全機構	横浜市の男性	平28.6.1	中皮腫 認定	棄却 放射線画像上は胸膜中皮腫を否定できない。しかし、病理学的診断では、明らかな腫瘍細胞は認められず、反応性に増殖した中皮細胞であると診断される。以上から、中皮腫であるとは認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は申請中死亡者の息子。 請求人は、申請中死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平27.8.4	平28.5.9